

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第22号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(徴税吏員の委任等) 第3条 徴税吏員の職務は、次に掲げる者のうちから別に指定する者に委任する。 (1) <u>経営管理部財務局税務課</u> に勤務する職員 (2) (略) 2 (略) (事業税に係る事業開始等の届出事項) 第22条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) (略) (5) 法人税法（昭和40年法律第34号） <u>第4条の2の規定による連結納税の承認</u> に係る事項 (6)・(7) (略) 2～5 (略) (文書の様式) 第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。	(徴税吏員の委任等) 第3条 徴税吏員の職務は、次に掲げる者のうちから別に指定する者に委任する。 (1) <u>経営管理部税務課</u> に勤務する職員 (2) (略) 2 (略) (事業税に係る事業開始等の届出事項) 第22条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(4) (略) (5) 法人税法（昭和40年法律第34号） <u>第64条の9第2項に規定する通算承認</u> に係る事項 (6)・(7) (略) 2～5 (略) (文書の様式) 第71条 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。																				
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>64の2 <u>法第53条第35項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求</td><td>(略)</td></tr><tr><td>64の3 <u>法第53条第37項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知</td><td>(略)</td></tr><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>68 条例第19条の規定による届出</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	(略)		64の2 <u>法第53条第35項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求	(略)	64の3 <u>法第53条第37項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知	(略)	(略)		68 条例第19条の規定による届出	(略)	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td>64の2 <u>法第53条第56項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求</td><td>(略)</td></tr><tr><td>64の3 <u>法第53条第58項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知</td><td>(略)</td></tr><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>68 条例第19条の規定による届出</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	(略)		64の2 <u>法第53条第56項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求	(略)	64の3 <u>法第53条第58項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知	(略)	(略)		68 条例第19条の規定による届出	(略)
(略)																					
64の2 <u>法第53条第35項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求	(略)																				
64の3 <u>法第53条第37項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知	(略)																				
(略)																					
68 条例第19条の規定による届出	(略)																				
(略)																					
64の2 <u>法第53条第56項</u> 又は第72条の24の10第4項の規定による還付の請求	(略)																				
64の3 <u>法第53条第58項</u> 又は第72条の24の10第7項の規定による通知	(略)																				
(略)																					
68 条例第19条の規定による届出	(略)																				

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 連結納税承認 等事項（変 更）届出書 </td> <td style="text-align: center;"> 様式第120 号の2 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	連結納税承認 等事項（変 更）届出書	様式第120 号の2	(略)		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 通算承認等事 項（変更）届 出書 </td> <td style="text-align: center;"> 様式第120 号の2 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	通算承認等事 項（変更）届 出書	様式第120 号の2	(略)	
連結納税承認 等事項（変 更）届出書	様式第120 号の2								
(略)									
通算承認等事 項（変更）届 出書	様式第120 号の2								
(略)									
(略)	(略)								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第115号の2中「第53条第35項」を「第53条第56項」に改める。

「
資本金等の額又は
連結個別資本金等
の額
」を「
資本金等の額
」に改める。

様式第120号の2中「連結納税承認等事項（変更）届出書」を「通算承認等事項（変更）届出書」に、「連結納税承認等に」を「通算承認等に」に、「連結法人」を「通算法人」に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、

<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係等を有しなくなつた。 (理由) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめ承認があつた。	を
--	---

<input type="checkbox"/> 通算承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなつた。 <input type="checkbox"/> 通算完全支配関係等を有しなくなつた。 (理由) <input type="checkbox"/> 青色申告の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 通算制度適用の取りやめ承認があつた。	に、「最初連結事業年度」及び「適用開始事業年
---	------------------------

度」を「最初通算事業年度」に、「□連結」を「□通算」に改める。

「
資本金等の額又は
連結個別資本金等の額
」を「
資本金等の額
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第71条の規定及び様式第115号の2により提出されている申請書は、改正後の第71条の規定及び様式第115号の2により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。